

4

下ビルマ米作村の農業労働者

——チュンガレー村におけるその実態——

さいとうてるこ
齋藤照子

はしがき

出典 【アジア経済】第21巻第11号

- I 米作村における農業労働者の存在規模
- II チュンガレー村の農業労働者の実態【一部略】
- III むすびにかえて

1980年11月

はしがき

他の多くのアジア諸国とならんでビルマの農村も農地を保有する経営農家以外に、土地を持たない農業労働者や雑業者からなる多くの非農家層を抱えている。しかしビルマの農村のこうした階層についてはいまだ調査がまったくとどかず、その数も実態も不明である。ビルマ政府の発行する各種の統計資料を繰ってみてもその存在には、まったく触れられていない。

本稿はこうした欠落を埋める作業の糸口として、筆者が1976/77年に調査した下ビルマのチュンガレー村における農業労働者の実態を紹介しようとするものである。全体は二つの部分よりなるが第I節は、序章として書かれてお

り、そこでは農村非農家層の中のもっとも主要な構成員である農業労働者の存在規模を既存の資料によって推定している。そこから、現代ビルマの米作村においては農業労働者が村の主要構成階層の一つをなしているという暫定的結論を導いている。第II節は実態調査の報告部分で、現代ビルマの農村における非農家層の滞留の構造とその特質についての予備的考察を、チュンガレー村の実態を踏まえて試みている。

I 米作村における農業労働者の存在規模

植民地時代、ビルマの主要米作地である下ビルマの農村地帯はひじょうに多数の農業労働者を抱えていたといわれる。1920年代の地租設定報告書の一つには「下ビルマの多くの村では土地を持たない農業労働者が支配的な構成員となった」という記述が見える⁽¹⁾。当時の下ビルマでは、家族労働と相互扶助による労働交換によって米作を行なっている地区はごくわずかであり、大多数の地域では雇用労働に全面的に依存していたという⁽²⁾。

こうした植民地ビルマの米作地帯における大量の雇用労働力は、ファーニヴァル⁽³⁾やアダスによれば次の三種類の源泉から供給されていた。1番目は、上ビルマからの移入農業労働者、2番目はインド人移民労働者、そして最後に抵当流れて土地を失った自作農、小作農である。当時の下ビルマの輸出向け米作農業では1農場当たりの平均面積は現在に比べはるかに大きく、30~40エーカーになる地域が多く、そこでは雇用労働力の存在が不可欠であった⁽⁴⁾。こうした農場で働く農業労働者は移動性に富み、インド人移民労働者は都市における精米・港湾労働のオフ・シーズンに農村で働き、ビルマ人農業労働者の多くも集団を組んで地域ごとに少しずつ季節のずれる農作業を追って移動していた。当時の下ビルマの農業労働者の実数はわからないが1931年のセンサスによれば、ビルマ全土の農業就業者を自作農、小作農、農業労働者に分けると第1表のように農業労働者がもっとも多数を占めていた。

現在のビルマ農村をみると、独立を経てひじょうに大きな変化をとげている。第二次大戦中のインド人不在地主の逃亡は下ビルマの多くの小作農による土地占拠を引きおこし、平均経営規模はぐっと引き下げられている。インド人労働者の流入はとまり、上ビルマからの農業労働者の移動も見られなくなった。さらに、社会主義的な土地立法が、抵当地の取り上げや、農地の公然たる売買を禁じているからそういった理由での農民の転落には歯どめがかけられている。このように植民地時代に下ビルマの農村に大量の農業労働者を存在させていた条件は現在ではことごとく失われているといつてよい。それでは現在の下ビルマの主要米作地帯においては、土地のない農業労働者層は大幅にその数を減少しているのだろうか。

1975～77年にビルマに滞在して各地の農村をまわって筆者が得た感触では決してそうではなかった。むしろ現在でもビルマの米作村はひじょうに多くの農業労働者を抱えているように思われた。農業労働者に関する統計は現在ビルマで作成されていないので、数字で確かめることができないが、R・M・サンドラムの行なった推計はそのことを裏付けている。サンドラムは、1953年と54年に独立後はじめて行なわれ、しかし内乱のため未完に終わったセンサス・サーベイの結果を使ってビルマ全土の農業労働者の数を推定している。

第1表 植民地時代のビルマの農業就業者¹⁾の構成 (1931年)

	人	%
農 業 勞 働 者	1,292,000	41.7
經 営 地 を も つ 農 民	1,808,000	58.3
小 作	69,000	
自 作	1,118,000	
合 計	3,100,000	100.0

(出所) Sundrum, R.M., *Census Data on the Labor Force and the Income Distribution in Burma 1953-54*, Economic Data Paper No. 18, Dept. of Economics, Statistics and Commerce, Univ. of Rangoon, 1958, p. 16より。

(注) 1) 家族就業者は除く。

サンドラムが推定した全国の農業就業者の内訳は第2表【略】のように農業労働者の46.5%に対して経営地をもつ農民すなわち自作農プラス小作農が53.5%となっている。これを1931年のセンサスと比較すると、サンドラムの

第3表 ビルマの農村調査例にみる農業労働者世帯¹⁾の存在規模

村名	オクボ	ワネッコン	チュン カ レ ン	マイン	ノンドウィン	タヤゴン ²⁾	イエジョオ
所在地 (地方)	下ビルマ (インsein)	下ビルマ (インsein)	下ビルマ (インsein)	下ビルマ (ペグー)	上ビルマ (サガイン)	下ビルマ (インsein)	下ビルマ (フモービ)
調査年	1954年	1956年	1956年	1959/60年	1960年	1969年	1975/76年
主たる産業 主要作物	①農業 ②織物業 米	農 業 米	農 業 米	農 業 米	農 業 棉 花	農 業 米	農 業 米
世帯数 (戸)	149	221	366 ⁴⁾	152	88	184	137
農業 (戸)	120	184	270	139	81	114	126
うち農業労働者世帯 (戸)	61 ³⁾	85	90	24	5	31	57
非農業 (戸)	29	37	96	13	7	70	11
全世帯に占める農業労働者世帯の割合 (%)	40.9	38.5	24.6	15.8	5.7	16.8	41.6
農業従事世帯に占める農業労働者世帯の割合 (%)	50.8	46.2	33.3	17.3	6.2	27.2	45.2

(出所) オクボ村, ワネッコン村; Dept. of Economics, Statistics & Commerce, Univ. of Rangoon, *Economic Papers No. 11 and 12, Village Study Series No. 1 Okpo, No. 2 Wanetkon*, Rangoon, March 1957.

チュンガレー村; Dept. of Economics, Statistics & Commerce, Univ. of Rangoon, *Economic Papers No. 13, Village Study Series No. 3 Kyungale*, Rangoon, March 1957.

マイン村; Pfanner, D.E., *Rice and Religion in a Burmese Village*, Ph. D. Dissertation to Cornell Univ. Microfilms, Michigan Univ., Ann Arbor, 1962.

ノンドウィン村; Nash, Manning, *The Golden Road to Modernity: Village Life in Contemporary Burma*, New York, John Wiley & Sons, Inc., 1965.

タヤゴン村; Khin Maung Kyi, et al., *Thayagone Pyanle Yaushijin*, Institute of Economics, Rangoon, 1970.

イエジョオ村; Tin Tin Oo, et al., *Yegyo Kyeiywa: Luhmu Sibwayei Sittan Thoutatchet*, Institute of Economics, Rangoon, 1977.

(注) 1) 農業労働者世帯の定義は調査により異なる。ノンドウィン村とマイン村では経営地ゼロの地帯だけであるが、イエジョオ村では経営地5エーカー未満の層が含まれている。他の調査例は定義を明記していない。

2) タヤゴン村はオクボ村と同一で、1960年代に村名を改めた。

3) 農業労働者と雑業層をあわせた数字、農業労働者世帯の実数は不明。

4) 村の総戸数は調査時点で400戸を超えていたとあるが実数不明。366戸は調査戸数。

推定が正しければ、独立後の1950年代半ばのビルマの農村は英領期にもまして多数の農業労働者を抱えていたことになる。

独立後のビルマの農村にも土地を持たぬ労働者が多数滞留しているのではないかと推測させる他の資料は、いくつかの農村実態調査の報告である⁽⁶⁾。これらの調査報告書を利用して、それぞれの村における農業労働者世帯の割合を抽出してみたのが第3表である。

第3表であげられている7村は、1954年のオクポ村を除くと農業に圧倒的に依存した純農村で、1954年のオクポ村だけが米作につぐ重要産業として農村家内工業(織物業)を持っていた。上ビルマの農村はノンドウィン村だけだが、このノンドウィン村は棉花、ゴマ、雑豆を主作物とする畑作に依存した村で米は遅植えのいわゆるマイン・ライスをごくわずか作っているにすぎない⁽⁶⁾。その他の村はすべて下ビルマの米作村である。表にみるように上ビルマの畑作地帯にあるノンドウィン村では、村の全世帯88戸のうち農業労働者世帯は5戸だけで、その割合は5.7%にすぎない。これに対して他の下ビルマの米作村では農業労働者世帯の数がひじょうに大きいことが注目される。村の全世帯に占める割合をとってみれば、マイン村の15.8%を最低とし、イェジョオ村の41.6%を最高としていて、どの村でも無視できぬ層をなしていることがうかがえる。農業従事世帯のみをとってみれば、農業労働者世帯の占める割合はさらに高く17.3%から50.8%におよんでいる。

第4表は村の世帯別の職業構成を明らかにしていないが就業人口の職業構成を伝えている実態調査2例をとりあげたものである。ブランドが調査したタダガレー村はラングーンからわずか4.5マイルの近郊にあり、耕地が少ないため非農業分野での就業人口が農業就業人口を数の上で上回っていて純然たる農村とは言い難い。また村の一隅にインド人集落が形成されている点や、米作農家より畑作(市場向け野菜栽培)農家の数が多い点など多くのビルマ農村の姿とはかなり異なった特徴をもっている。この村では農業従事者のうち28.6%が賃労働者であったと報告されている。

ナッシュの調査した上ビルマのヤドー村は灌漑による米作に全面的に依存

第4表 実態調査にみる村の就業人口とその職種

村名	タダガレー	ヤドー
所在地 (地方)	下ビルマ (ラングーン)	上ビルマ (マングレイ)
調査年	1950年	1960年
主要産業	①非農業 ②農業	農業
主要作物	①野菜 ②米	米
就業人口(人)	341 ¹⁾ (100.0)	187 ²⁾ (100.0)
農業	133 (39.0)	156 (83.4)
自作, 小作	95 (27.9)	63 (33.7)
農業労働者	38 (11.1)	93 (49.7)
畜産	26 (7.6)	1 (0.5)
非農業	182 (53.4)	31 (16.6)
商店, 仲買	32 (9.4)	3 (1.6)
食物売り	20 (5.9)	5 (2.7)
単純労働者	19 (5.6)	3 (1.6)
運転手, 車掌	44 (12.9)	0 (0)
教師, 公務員	} 67 (19.6)	5 (2.7)
その他		15 (8.0)

(出所) タダガレー村: Brant, Charles, *Tadagale: A Burmese Village in 1950*, Data Paper No. 13, Southeast Asia Program, New York, Dept. of Far Eastern Studies, Cornell Univ., 1954.

ヤドー村: Nash, Manning, *The Golden Road to Modernity: Village Life in Contemporary Burma*, New York, John Wiley & Sons, Inc., 1965.

(注) 1) 村の人口は約900人であったという。うち被調査者807人の中の就業者数。

2) 臨時雇いをのぞいた村の全就業者数。カッコ内%。

した村だが、ここでは下ビルマの米作村に劣らずひじょうに多数の農業労働者の存在が報告されている。村の全就業人口は187人、そのうち農業就業者は156人であるがその半数を上回る93人(59.6%)が農業労働者であるという。ナッシュによれば灌漑を不可欠の条件とするヤドーの米作では耕地がきわめてかぎられ、その狭小な土地に対する人口圧が高いという。

以上、第3表、第4表に掲げたいくつかの実態調査例を見ても、ビルマの米作村は通常ひじょうに多数の農業労働者層を抱えているということが結論として言えそうである。ビルマ農業の主柱が米作にあり、圧倒的多数の村が

米作に依拠している現状からしても、ビルマの農村の構造的特質を考える際には、この農業労働者層の存在を視野の中に据えておくことが不可欠であると思われる。

II チュンガレー村の農業労働者の実態

1. 村の職業構成

1976/77年に筆者が調査したチュンガレー村はラングーンから北方約25マイルの地点にあるペゲー平原の中の1米作村である⁽¹⁾。この村は総戸数550、人口2318人を抱えるひじょうに大きな村だったが、聞き取り調査を行なったのはそのうち米作農家36戸、畑作(商品野菜栽培)農家5戸、農業労働者世帯22戸および牧畜業者1戸、その他(無職)1戸の65戸である。

村の世帯をその主たる職業⁽²⁾によって分けると、第5表のようであった。1956年の調査結果がラングーン大学の報告にあるので、この20年間における変化をみると何よりも、職業構成が基本的には大差なく推移していることに注意が惹かれる。村の社会経済構造を揺がすような大きな変化はこの村には生じなかったように思われる。1956年と1976/77年の農業従事世帯と非農業従事世帯の比率をみてみると、1956年には農業(家畜飼育を含む)73.8%、非農業26.2%であったのに対して、1976/77年は農業71.3%、非農業28.7%で、20年を経てもほぼ同じような構成比が保たれている。農業従事世帯の内訳をみると、1956年は米作、畑作を併わせた農家が48.1%、農業労働者24.6%、家畜飼育業が1.1%だったが、1976/77年は農家42.0%、農業労働者27.8%、家畜飼育1.5%となっていて20年のうちに農業労働者の割合が漸増してきたことを示している。

この多数の農業労働者はその大多数が村内の米作農家に雇われて働いているが、1976/77年の米作農家と農業労働者世帯の比率をみると189:153で、あ

第5表 村の職業構成¹⁾ (チュンガレー, 1956年, 1976/77年)

職業分類	1956年		1976/77年	
	戸数	構成比(%)	戸数	構成比(%)
農業家	270	73.8	392	71.3
米作農家	} 176 ³⁾	48.1	189	34.4
畑作農家			42	7.6
農業労働者			153	27.8
家畜飼育業	4	1.1	8	1.5
非農業	96	26.2	158	28.7
商業(雑貨屋, 仲買い他)	14	3.8	16	2.9
自営業(運送, 織布, 鍛冶屋他)	31	8.5	51	9.3
教師, 公務員等専門的職業	3	0.8	5	0.9
賃労働(単純, 団体労働)	} 48	13.1	21	3.8
その他			65	11.8
合計	366 ²⁾	100.0	550	100.0

(出所) 1956年; Dept. of Economics, Statistics & Commerce, *Economic Papers No. 13, Village Study Series No. 3 Kyungale*, Univ. of Rangoon, March 1957, p. 8.

1976年; 村の人民評議会書記H氏よりの聞きとりによる。

(注) 1) 世帯の主要な職業による分類。

2) 調査戸数。総戸数は400戸を超えていたというが実数不明。

3) このうち26戸は国有地である山林での焼畑耕作者で自分の経営地をもたない。1976年では同様の世帯は畑作農家の項に含まれている。

らためて農業労働者世帯の多さがわかる。チュンガレーの米作農家の経営規模別分布は第6表のとおりで、その平均経営面積は12.26エーカーだった。これは全国的にみてかなり大きな方に属しているが、一方、この村の水田の地力は低いといわれ、1953年の土地国有化法の実施の際にも、1農家当たりの経営単位の基準である1タドントゥンがチュンガレーでは15エーカー(約6町歩)と定められている³⁾。1家族を養いうる農地面積を意味するタドントゥンという概念は、土地国有化法の実施の際の配分基準として使用されたが、地力に応じて地方ごとに8~16エーカーの範囲でそれぞれ異なった広さが決められた。チュンガレーの15エーカーというのは最大値に近く、それだけ地

第6表 米作農家の規模別分布
(チュンガレー, 1976/77年)

経営面積 (エーカー)	戸	%
1～6未満	25	13.2
6～11	56	29.6
11～16	73	38.6
16～21	23	12.2
21～26	6	3.2
26～31	2	1.1
31～36	2	1.1
36～41	1	0.5
41～51	0	0.0
51～	1	0.5
計	189	100.0
(平均 12.26エーカー)		

(出所) Hlegu郡, 農業公社での聞きとりによる。

力が低いと査定された事を示している。

このように平均経営面積はかなり大きい、生産性の低い、しかも雨期一期作だけを行なっている米作農家群が、ひじょうに多数の農業労働者の労働を吸収しその生存の基盤を支えているわけである。そうした構造の実態を次に詳しくみてみたい。

2. 農業労働者世帯の就労構造

調査した22戸の農業労働者世帯の世帯主は第7表にかかげたように10代から70代まで各年齢層にわたっていたが、かつて自分が経営地をもっていたことのある人は1人にすぎず、大多数がはじめから土地を持たずに出発した農業労働者であった。ただし親の代には農家であった者が過半に達し、均分相続を伝統としながらも実際には親から土地をわけてもらえない人々がかなり出現していることを思わせた。

第7表 農業労働者世帯主の年齢，賃労働経験年数，親の職業

(N=22)

A. 年 齢		B. 農業労働者として働いてきた年数		C. 両親の職業	
10代	1人	0～1年	4	農 民	15
20代	4	2～5年	5	農業労働者	5
30代	6	6～10年	4	そ の 他	2
40代	3	11～20年	5		
50代	3	21年以上	4		
60代	4				
70代	1				
計	22	計	22	計	22

さて、この22戸では世帯主あるいは主たる家計支持者はすべて農業労働者として働いているが、その他の家族員について見ると働ける者は老若男女を問わず、何らかの就労によって収入を得て家計に寄与している。第8表はそうした農業労働者世帯の家族の就労状況を調査世帯22戸の平均値によって示しているが、ビルマの政府統計の基準にしたがって15～60歳の人々を労働力人口とみると、農業労働者世帯の家族数5.2人のうち労働力人口は2.5人であり、これに対して就業者数も2.5人で、労働力年齢にある人々が100%働いているという結果を得た。これを男女別に分けてみると男性の就業率は107.1%、女性の就業率は90.9%となった。男性の場合15～60歳以外の年少者や高齢者の中にも就労者がいるわけである。女性も労働力年齢の人々の9割が就労しているが、この年齢層の女性が家事、育児の主要な担い手であることを考えるとやはりひじょうに高い就労率である。村の女性たちは、農業労働者世帯にかぎらず一般的に生産、販売活動に広く参加しているが、調査農家36戸について同様な方法で就業率を求めると男性97.6%、女性83.1%となり、農業労働者世帯の家族の就業率はやはりきわめて高い。実際に聞き取りの場でも農業労働者世帯では、0～1歳の乳児を抱えた母親以外のすべての女性が例外なく何らかの賃仕事を見つけて収入を得ており、農業労働者世帯

第8表 農業労働者世帯の家族構成と就労率
(チュングレー, 1976/77年)

(22戸の平均値)

A. 家族数		5.2人
	男女	2.4 2.9
B. うち15~60歳		2.5
	男女	1.4 1.1
C. 就業者数 ¹⁾		2.5
	男女	1.5 1.0
D. うち農業労働者		2.1
	男女	1.3 0.8
労働力人口の割合(B/A)		48.1 (%)
就業者中の農業労働者の割合 (D/C)		82.0 (〃)
	(男)	86.7 (〃)
	(女)	75.0 (〃)
就 業 率(C/B)		100.0 (〃)
	(男)	107.1 (〃)
	(女)	90.9 (〃)

(注) 1) 家事を除く収入を伴う仕事への就業。パート・タイムをふくむ。

における家計の逼迫がすべての働ける家族の就労を促していることを物語っていた。

第9表は、農業労働者世帯の家族の就労内容を示している。成人男子(15歳以上)は、農業分野では農業賃労働と野菜栽培に就労していたが農業賃労働が圧倒的に多く、それも年雇⁽⁴⁾あるいは季節雇⁽⁵⁾という期間契約の就労形態が多く臨時雇いは1人だけだった。非農業分野ではサイカーと呼ばれる輪タクを運転するもの、スベアと呼ばれるトラックやバスの助手、車掌が各々3人、魚をとって売る者2人、バス運転手、公務員(レグー町の人民病院の用務員)、苦力⁽⁶⁾が各1人みられた。このうち通年の仕事は運転手、用務員、車掌のうちの2人の計4人のみで残りの者はすべて農閑期におけるパート・タイマーである。女性の場合は、農業では田植、刈入れの臨時雇いがもっとも多く次いで野菜栽培があり、養豚も1人みられた。非農業の職種は物売りに

第9表 農業労働者世帯員の就労内容

			男 子 (15歳以上)	女 子 (15歳以上)	子 供 (10~14歳)	計
農	業		23	17	6	
年	雇		14	0	0	14
季	雇		6	0	0	6
臨	雇		1	10	0	11
牛	番		0	0	5	5
野	つ	り	2	6	1	9
菜	く					
養	豚		0	1	0	1
非	農	業	11	5	0	
物	売	り	0	5	0	5
運	転	手	1	0	0	1
車		掌	3	0	0	3
サ	イ	カ	3	0	0	3
公	務	員	1	0	0	1
日	雇	力	1	0	0	1
魚	取	り	2	0	0	2
計			34	22	6	62

(注) 同一人が複数の職をもつ場合、それぞれの職種に計上したため合計人数は実際の就業者数より多くなっている。

集中しており、他人の作った野菜を仕入れてレグー (Hlegu) やラングーンの町に売りに行く者や、ブーディ・ジョオ(揚げとうがん)のような簡単なスナックを作って道路端で売っている者がみられた。さいごに10歳から14歳までの子供たちをみると農家の牛や水牛の世話に雇われている少年が、22戸に5人いた。牛番の賃金はその能力に応じて月に粃米5~10バスケットの範囲で支払われているので、農業労働者世帯にとっては、きわめて重要な収入源になっている。この年頃の少女たちには収入をもたらす仕事はまだほとんど開けていないものの、野菜栽培の手伝いあるいは子守、家事にと忙しい。

3. 所得水準と資産保有

つぎにそうした家族の多就業によって得られている農業労働者世帯の年間の所得水準をみてみたい。第10表では年間所得の回答を得られた21戸についてその所得水準の分布を米作農家と対比してみた。農業労働者世帯では年間所得が3000チャットの未満の世帯が全体の3分の2を占め、もっとも高い所得をあげている世帯も6000チャットどまりであった。これに対して米作農家では3000チャット未満の層は約3分の1にすぎず、過半のものがそれ以上の所得を得ていた。1万チャットをこす所得をあげている世帯も6戸存在していた。ところでこうした所得水準の階層差の原因は、経営地をもつ農家の所得と、それを持たぬ賃労働者層の所得、つまり米作収入と労賃収入の大小によるのだろうか。第11表と第12表は農業労働者と米作農家の所得構成をみたものだが、その内容は所得格差の原因がそこにあることを示している。農業

第10表 農業労働者世帯と米作農家の所得水準
(チュンガレー, 1976/77年)

年間所得額 (チャット)	農業労働者 (N=21)		米作農家 (N=35)	
	戸	構成比累積 (%)	戸	構成比累積 (%)
0～ 999	2	9.5	1	2.9
1,000～ 1,999	6	38.1	7	22.9
2,000～ 2,999	6	66.7	4	34.3
3,000～ 3,999	4	85.7	9	60.0
4,000～ 4,999	1	90.5	2	65.7
5,000～ 5,999	2	100.0	3	74.3
6,000～ 9,999	0		3	82.9
10,000～14,999	0		1	85.7
15,000～	0		5	100.0
計	21	100.0	35	100.0

第11表 農業労働者世帯の所得構成
(チュンガレー, 1976/77年)

	チャット	%
農業所得	2,002.3	76.8
農業労賃 ¹⁾	1,819.0	69.8
野菜収入	183.3	7.0
非農業所得	602.6	73.1
計	2,605.9	99.9

(注) 1) 農業労働者は、賃金および現物賃金(粳米)の他に、食事、タバコの現物支給(1日2チャット相当)を受けており、この現物支給分は平均で594.8チャットになった。これを含めれば実質的な労賃収入は2,413.8チャットになる。

第12表 水田経営農家の所得構成 (チュンガレー, 1976/77年)

(単位:チャット)

	小規模農家		中規模農家		大規模農家		
	0~4 エーカー	4~8 エーカー	8~12 エーカー	12~16 エーカー	16~20 エーカー	20~30 エーカー	30エーカー 以上
農業所得	1,326	4,221	1,726	1,974	3,053	2,945	5,055
作物米	284	996	1,577	1,563	1,826	1,942	5,055
米以外	0	3,187	78	352	897	977	0
賃耕	0	0	0	0	330	13	0
農業労働賃金	1,042	38	71	59	0	13	0
非農業所得	1,167	2,067	6,833	5,668	0	12,375	470
農家所得	2,493	6,288	8,559	7,642	3,053	15,320	5,525

(出所) 拙稿「ビルマの粳米供出制度と農家経済」(『アジア経済』第20巻第6号, 1979年6月) 13ページ。

労働者世帯の平均所得は2605.9チャットでそのうちの69.8%にたる1819チャットが農業賃労働による所得であった。これを米作農家の所得と比較してみると、4エーカー未満の零細経営層⁽⁸⁾を除いたいずれの層の農家の所得よりかなり低い水準にある。しかし農家の米作収入をとってみれば、小規模農家は1000チャット未満、中規模農家は約1500チャットであり、かろうじて16~20エーカーを経営する農家の米作収入、1826チャットが農業労働者世帯

の労賃収入に匹敵している。先にチュングレー村では家族経営の単位1タドントゥンが15エーカーと定められたことを紹介したが、現在の水田経営では1タドントゥンを経営しても農業労働者世帯の年間労賃を下回る程度の所得しかあげられない状態になっている。こうした異常な事態は前稿⁹⁾でみたように、粃米義務供出制度のもとで粃価がひじょうに低い価格で政府に買上げられているためだった。自由市場に収穫の一部をまわせるほどの大規模農家以外の農家にとっては、現在の環境の下での米作は決して報われる仕事ではない。このように米作収入と農業労賃収入を比べると、供出制度の下ではむしろ米作収入がひじょうに不利になっている。

にもかかわらず、農家と農業労働者世帯の年間所得にはっきりした格差がみられるのは非農業所得の大小にその原因がある。農業労働者世帯の非農業所得は年間約600チャットだったが、こうした副収入は賃労働や物売りなど大した技能や元手を要さないささやかな仕事から得たものがほとんどだった。これに対して農家では非農業所得がわずかな例もあるが、きわめて高額の所得をあげている例が多い。農家の副業ははるかに多様性とみ、仲買、運送業、織布、雑貨店経営などある程度まとまった資金を要する職種が含まれている。たとえば第10表で年間1万5000チャット以上の所得を得ている農家はいずれも運送業を副業（あるいは主業）としていて、トラックやバスを買入れ賃走している。農業分野での野菜栽培は農家と農業労働者世帯双方に共通する副業だが、農家の中には肥料、労働力を多投した集約的野菜栽培で米作収入をはるかに上回る高収入をあげている例がいくつかみられるのに対して、農業労働者世帯では例外なくごくささやかなものだった。このように農家と農業労働者世帯の所得格差の主要な原因は副業収入の差にあり、副業の選択範囲が階層によってひじょうに異なっているという印象を受けた。いかなる副業を選べるかという問題は結局、個々の世帯における蓄積の差ということに帰因する。村の農家と農業労働者の間には従来の蓄積にかなりの差があると思われる。

そこで次に農家と農業労働者世帯の資産保有の状態をみてみたい。ただし

調査の不備で農家の家屋の評価額については数字での回答を得られなかった。また農地も耕作者に所有権、処分権が認められていない以上資産とみなすわけにはいかないので除外し、詳しい数字を個々の世帯から得ることの出来た農具と家畜についてのみ、第13表としてまとめてみた。

表でみるように農業労働者世帯では平均して1世帯当たり354.4チャット相当の家畜・家禽類と98.8チャット相当の農具をもっていた。これを農家と比べると小規模（8エーカー未満）の農家でも4595チャット相当の家畜と1742.5チャット相当の農具を所有しており、その合計額は、農業労働者世帯の約14倍の額に達している。中規模農家では約16倍、大規模農家では約29倍の額の家畜、農具を持っている。

農業労働者の住んでいる家の自己評価額は平均897チャットになったが、当時床のない土間一間の野良小屋を建てるのにも約250チャットかかるといわれていることから推しても、897チャットの家というのはひじょうに粗末な家を意味している。農家の場合、1000チャット前後のごく粗末な家から木造り、トタン屋根の数万チャット相当の家まで様々だった。また農地は国有化のた

第13表 米作農家と農業労働者世帯の資産保有状況
(チュンガレー, 1976/77年)

(単位:チャット)

	米 作 農 家			農 業 労働者世帯 (N=20)
	小規模 ¹⁾ (N=9)	中規模 (N=17)	大規模 (N=10)	
(1) 家畜・家禽	4,595.0	5,181.2	10,287.5	354.4
(2) 農 具	1,742.5	2,091.1	2,681.5	98.8
(3) 家 屋	n.a.	n.a.	n.a.	(897.4) ²⁾
(4) 土地(水田)	n.a.	n.a.	n.a.	0
(1)+(2)	6,337.5	7,272.3	12,969.0	453.2

(注) 1) 小規模 0~8エーカー
中規模 8~16エーカー
大規模 16~ エーカー

2) 自己評価による現在の価額。

てまえの裏でまれには売買も生じており闇の地価水準といったものが認められ⁽¹⁰⁾実際には資産価値を有しているといつてよい。家屋と土地をも併わせて農家と農業労働者の資産保有を比較すれば、その格差は一段と大きいはずである。

第14表では農具と家畜の所有について米作農家と農業労働者の実例をあげてみてその具体的な姿を例示してみた。Tさんは村の平均経営面積にほぼ等しい12エーカーの水田をもち、その耕作に必要な農具類を過不足なく一とお

第14表 農具，家畜の所有例

	Tさん (農家, 水田 12エーカー)	Pさん (農業労働者)	単 価 (チャット)
農 具			
犁	2	—	20~35
耙	2	—	30~40
風選用やぐら	1	—	2~3
箕	2	—	2~3
籠	4	—	3~5
籾貯蔵籠(大)	1	—	20~30
〃(小)	3	1	5~10
犁齒(鉄製)	2	—	4~5
スコップ	1	—	8
鎌(稲刈り用)	4	2	3
〃(草刈り用)	2	—	3
鍬	2	1	10~12
長刀(草刈り用)	1	1	3~5
刀	3	—	7~9
牛 車	1	—	新品2,500 中古 500前後
回 転 耙 (鉄製)	1	—	800~1,000
家 畜			
水 牛 成牛	2	—	1,500~2,500
仔牛	—	—	500~750
牛 成牛	2	—	1,500~2,500
仔牛	2	—	500~750
ニワトリ, アヒル	6	3	15

り揃えている。耕作用の役牛も2対揃っており健全な農家の姿を示している。これに対してPさんは15～6年間農業労働者として働いてきた40代半ばの世帯主であるが、彼のもっている農具は鎌、鍬、ダートと呼ばれる長刀の3種類にすぎない。その他には穀を貯蔵する籠が一つあるだけだった。家畜も牽引用の大型家畜を欠いて庭先にニワトリが数羽いるだけである。

農業労働者の農家への上昇の道はあとでみるようになり狭いが、土地の取得と農具、家畜の入手が二つの大きな障壁となっている。土地は国有化規制の下にあり、闇売買がないことはないが一般に流動性が極端に小さい。ただし低地の冠水地帯の劣等地はしばしばその耕作者を変えており、耕やす意志のある者には比較的容易に手に入る。このような土地が手に入ったとしても農具と家畜の購入資金がないことがたいがいの農業労働者の足を引っばっている。農業労働者世帯の年々の所得からこうした蓄積を生み出すことは至難のこのように見える。

以上見たように年間の所得面では、農家と農業労働者世帯の格差はそれとして存在しているがそれ程大きなものではなかった。なかでも農業所得については大して差が認められなかった。しかし資産保有については歴然たる格差があり、従来の蓄積の差をまざまざと示している。農業労働者はまったく蓄積を欠き、自身の労働力にのみ頼らざるを得ない文字通りの無産者である。

4. 負債状況

次に農業労働者世帯の負債状況を見ると、1976/77年度に負債残高のあった家は22戸のうち15戸で、50チャットから1200チャットまでさまざまな額の負債を抱えていた。米作農家の負債と比べると、農業労働者世帯と小規模農家は負債を抱えている世帯の割合が7割前後と大きく、中規模農家と大規模農家では約半数の世帯に負債があった。

借金の相手は、農業労働者世帯、米作農家あわせて35件の借金のうち11件までが無利子の借金、つまり親兄弟あるいはごく近い親戚からの借金である。

また4件はレグーの町の人民質店から年利2%ときわめて低利の貸付をうけていた。残りの19件はすべて民間の金貸からの借金でその利息は年35~60%に及んでいる。村人相手に金貸しを行なっているのは、野菜の仲買人、雑貨店主、運送業を兼営する富裕な農家など村内の金持ち階層である。

家計が破綻に類した時、借金の他には親兄弟に対する無心という道もあるが、労働者世帯でも農家でも1976/77年度にこうした援助を受けたという世帯の数は比較的少なかった。援助の内容はほとんど飯米をわけてもらうという

第15表 農家と農業労働者世帯の負債 (チュンガレー, 1976/77年)

	農業労働者世帯 (N=22)	小規模農家 (N=8)	中規模農家 (N=17)	大規模農家 (N=10)	計
負債有	15戸 (68.2%)	6戸 (75%)	8戸 (47.1%)	5戸 (50%)	
無	7 (31.8%)	2 (25%)	9 (52.9%)	5 (50%)	
一件あたり平均額	558(チャット)	357(チャット)	757(チャット)	825(チャット)	
一戸	319(")	268(")	312(")	330(")	
利息なし	4件	1	3	3	11件
2% ¹⁾	2	0	2	0	4
35%	1	0	0	0	1
40%	7	3	2	2	14
50%	0	0	1	0	1
60%	1	2	0	0	3
不明	1	0	0	0	1
計					35

(注) 1) Hleguの町にある政府経営の人民質店よりの借り入れ。貴金属の抵当を必要とする。

第16表 親兄弟、親戚からの援助 (チュンガレー, 1976/77年)

(単位: 戸)

	農業労働者	小規模農家	中規模農家	大規模農家	計
有	2	3	2	1	8
無	19	6	13	9	47
計	21	9	15	10	55

もので、現金で援助を受けたのは全体で2戸にすぎない。

村には無尽講のような金銭を融通し合う自発的な相互扶助組織はまったくみられない。また農業労働者がその雇主から決った労賃（食事を含む）以外の援助を受けるということはまずあり得ず、借金を雇主に申し込むこともほとんどない。たとえあったとしても民間の他の金貸と同率の利子を払わねばならない。これを一例として、総じてこの村の農業労働者とその雇主の関係は労働力の売買関係につきるドライなもので雇主に特別な恩顧を求めるような慣行はまったく見られなかった。雇主と特別なつながりがないためか、農業労働者は同じ雇主の下で何年も働くようなことはせず、毎年異なった雇用先で働いている。調査世帯の主たる家計支持者22人についてみると同一雇主の下で働いている期間が2年以上の者は5人(4年—1人, 3年—1人, 2年—3人)にすぎず残りの17人はすべて1年もしくはそれ以下の短期であった。

5. 農業労働力の需給構造【略】

6. 賃金形態とその慣行【略】

7. 農業の技術変化と農業労働者【略】

8. 農業労働者の社会階層移動

最後に農業労働者の階層移動の問題についてみてみたい。さいわい、1970年にラングーン大学のチームが実習用にチュンガレーでフィールド調査を行った時のデータが残されていたので、その時の調査世帯(47戸)におこっていた変化を確認することができた(第20表(A), (B))。

この表が示すように、6年間に職業上の大きな変化をみせていたのは畑作農家と農業労働者世帯であった。米作農家は26戸のうち、1戸が畑作に転換し、1戸は高齢化し土地を手放し、1戸は労働者に転落し、この計3戸だけに変化が生じていた。残りの23戸の農家では経営規模もほとんど変化なく、ある意味ではきわめて安定した姿を見せていた。畑作農家は7戸のうち5戸

までが、主業を替えていたが、その内容をみると畑作から水田経営へ転換した例がほとんどで農家というステイタスは不変のままだった。また米作農家も畑作農家もすべて同じ所に居住しており移住者はゼロだった。

これに対して農業労働者世帯におこっていた変化は、村外への転出も含む激しいもので、この層に属する人の生活の不安定さを暗示していた。当時の14戸のうち5戸が移動あるいは消滅していたが、そのうちわけは1人暮らしの農業労働者の死亡による消滅が1戸、戸主の死亡後子供たちが結婚等で転出した例1戸、家族で近くの町レグーに転出した例1戸、老齢に達した単身の

第20表(A) 調査世帯の職業変化
(チュンガレー, 1970/71~1976/77年)

(単位:戸)

1970/71年度の職業	調査戸数	職業変化あり	移住あるいは消滅
畑 作 経 営	7	5(71.4%)	0
水 田 経 営	26	3(11.5%)	
小 規 模	3	0	0
中 規 模	15	2	0
大 規 模	8	1	0
農 業 勞 働 者	14	8(57.1%)	5
計	47	16(34.0%)	5

第20表(B) 職業変化の事由

	世帯数	作付転換 (畑→田)	農家↔農 業労働者	非農業へ	その他(非 労働力化)
畑 作	5	4	1		
水田 小規模	0				
中規模	2	1	1		
大規模	1				1
農業労働者	8		3		5

(出所) 1970/71年についてはResearch Dept., Institute of Economics, Rangoon保管のデータを借用。

農業労働者が僧院に入った例2戸であった。

【中略】

こうした例を見ると若く健康な働き手が一家の中におり、飲酒、バクチ等の浪費的な風習にそまらず、少しずつでも農具を揃え家畜を購い、土地が放棄されるのを待ってこれを耕作し、土地委員会に申請するというパターンが浮び上がってくる。

【中略】

これらの例は、村の中で農家と農業労働者の間の移動が少数だが存在していることを示している。しかし注意しなければならないのは、農業労働者が手に入れた耕地はすべて他の農民が放棄した劣等地に限られていることである。生産費を保障できないような低い収穫にしばしば見舞われるこうした限界地を得ても決して安定的な農業経営は成立しない。先【省略部分一編者】にあげたAさん、Tさん、Bさんはみずからの勤儉や幸運によって営農が可能になる程度の農具や役牛を確保したという点で他の農業労働者からは抜きん出た地点にいるが、農民としてはきわめて不安定な地盤に立っているといわねばならない。彼らは減収による営農放棄、農業労働者への再転落の危険につねにさらされている。農業労働者が安定的な農民へ上昇することはきわめて困難な状況であるといえよう。

一方、農業労働者の非農業部門への移動については、非農業部門での雇用機会は村内の雑業以外にはきわめて限られているのが現状である。先の第20表(B)では14戸のうち1戸のみ町へ転出していたが、どのような生計をたてているのかは不明であった。チュンガレーはラングーンから約25マイルという近郊にあるが、ラングーンへの労働移動はほとんどみられない。ラングーンそのものが大きな失業人口を抱えており新しい雇用機会を提供するような状況にない。むしろ村にとどまる方が、低水準とはいえ生活の安定を確保することになる。

【後略】

III むすびにかえて

さいごに本稿で紹介した事例の要点をとりまとめてむすびにかえたい。

(1) 戦後発表された農村調査事例を検討すると、米作村ではそれぞれ村の全世帯の15～42%に及ぶ農業労働者世帯を抱えている。植民地時代の下ビルマにかぎらず、現代ビルマの米作村でも農業労働者は農村の一大階層をなしていると推測される。

次に調査村の事例に関しては、

(2) 下ビルマ米作村の一つである調査村もひじょうに多数の農業労働者世帯を抱えている。1976/77年の村の全世帯の27.8%、同じく農業従事世帯の39%が農業労働者世帯であった。

(3) 農業労働者世帯では農家ははるかに上回る家族の多就業状態が見られ、農業労働者世帯の家計の逼迫を物語っている。

(4) 農業労働者世帯と農家の所得格差は、現行の粃米供出制度の下では米作収入と労賃収入の格差ではなく、むしろ副業収入の差に求められる。農業労働者世帯の副業は技能や元手の要らない単純労働によるものが支配的だが、農家は一定の蓄積を必要とする自営業種にもかなり進出している。

(5) 農業労働者世帯と農家の資産保有にはひじょうに大きな格差が認められる。こうした蓄積の差は(4)で述べたように両者の副業機会に差をつけ新たな所得格差の種を撒いている。

(6) 国有化規制の下にある農地は流動性がきわめて小であり、劣等地のみが耕作主をかなりひんぱんに変えている。農業労働者が手に入れるのはたいていの場合こうした劣等地であり、安定的な米作農家に上昇する道はきわめて狭い。さらに農具、家畜を購うだけの蓄積を生み出せないことも農業労働者の農家への上昇を困難なものにしている。

(7) 雇用労働力需要に大きな変動をもたらすような米作上の技術変化はまだ実現されていない。また村外における雇用機会も開けていないので現在の

ところ農業労働者は米作労働と村内の雑業に生存の基盤をおいており移動はきわめて少ない。

〔注〕 _____

I

- (1) *Maubin District Settlement Report (1925-28)*, p. 56; Adas, M., *The Burma Delta: Economic Development and Social Change on an Asian Rice Frontier, 1852-1941*, Madison, The Univ. of Wisconsin Press, 1974, p. 151より引用。
- (2) Adas, *op. cit.*, p. 151.
- (3) Furnivall, J.S., *An Introduction to the Political Economy of Burma*, 3rd ed., Rangoon, People's Literature Committee & House, 1957.
- (4) 竹村正子「下ビルマ、デルタ地域の稲作経営と大恐慌の影響」(『アジア経済』第20巻第9号, 1979年9月) 52ページ第3表を参照。
- (5) 独立後のビルマの農村調査はきわめて数が少ないし, 地方における政情不安を反映していずれの調査例も都市近郊に集中しているため, 資料として不充分さは免れ難い。しかし他にデータが得られないため, こうした資料に頼らざるを得ない現状である。
- (6) ノンドウィン村の作物別耕作面積は次のとおり。棉花: 481, ゴマ: 239, 雑豆: 254, トウモロコシ56, 米: 28(単位はエーカー)。Nash, M., *The Golden Road to Modernity, Village Life in Contemporary Burma*, New York, John Willey & Sons, Inc., 1965, p. 19.

II

- (1)~(10) 【略】

(斎藤照子/執筆時: アジア経済研究所調査研究部, 現: 東京外国語大学
インドシナ語学科助教授)